

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成27年3月12日(2015.3.12)

【公表番号】特表2014-506694(P2014-506694A)

【公表日】平成26年3月17日(2014.3.17)

【年通号数】公開・登録公報2014-014

【出願番号】特願2013-550953(P2013-550953)

【国際特許分類】

G 0 6 F	3/044	(2006.01)
H 0 1 H	36/00	(2006.01)
H 0 1 H	11/00	(2006.01)
G 0 6 F	3/02	(2006.01)
G 0 6 F	3/041	(2006.01)

【F I】

G 0 6 F	3/044	E
H 0 1 H	36/00	J
H 0 1 H	11/00	Q
G 0 6 F	3/02	F
G 0 6 F	3/041	3 5 0 C
G 0 6 F	3/041	3 3 0 D

【手続補正書】

【提出日】平成27年1月22日(2015.1.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、前記基板上に支持された少なくとも一つの容量性接触スイッチとを備えた印刷物であって、

前記容量性接触スイッチのそれぞれは、導電性要素を備えており、

前記導電性要素は、

相対的に低い導電性の材料を備える導電性パッドと、

相対的に高い導電性の材料を備え、さらに、前記パッドの下又は上に配置されて、シート抵抗を減らすようになっている複合導電性要素を構成する、導電性メッシュと、

を備えている印刷物。

【請求項2】

請求項1に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性パッドは、10 k sq<sup>-1</sup>と50 k sq<sup>-1</sup>との間のシート抵抗を持っている。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性メッシュは、1 sq<sup>-1</sup>と5 sq<sup>-1</sup>との間のシート抵抗を持っている。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性パッドは、炭素ベースの導電性インクを備えている。

【請求項5】

請求項1～4のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性メッシュは

、金属ベースの導電性インクを備えている。

【請求項 6】

請求項5に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性メッシュは、銀ベースの導電性インクを備えている。

【請求項 7】

請求項1～4のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性メッシュは、導電性フォイルを備えている。

【請求項 8】

請求項1～7のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性パッドは、固形ブロックである層を備える。

【請求項 9】

請求項1～8のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記導電性メッシュは、少なくとも $100\mu m$ 、少なくとも $200\mu m$ 、又は少なくとも $500\mu m$ の幅でかつ、 $1mm$ を越えない、又は $2mm$ を越えない幅を有するトラックを備える。

【請求項 10】

請求項1～9のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記メッシュは、トラックの配列を備えている。

【請求項 11】

請求項1～10のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記メッシュは、トラックの四角形状配列を備えている。

【請求項 12】

請求項1～10のいずれか1項に記載の印刷物であって、ここで、前記メッシュは、トラックの円形状配列を備えている。

【請求項 13】

請求項12に記載の印刷物であって、ここで、前記円形状配列は、少なくとも一つの環状トラックを備えている。

【請求項 14】

請求項13に記載の印刷物であって、ここで、前記円形状配列は、少なくとも1本の放射状トラックを備える。